

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 21 年度

条 例 名	神奈川県環境影響評価条例		
条 例 番 号	昭和 55 年神奈川県条例第 36 号	法 規 集	第 5 編 第 1 章
所 管 部 局 室 課	環境農政部環境計画課		
条 例 の 概 要	神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求めるための手続等の環境影響評価に関する事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業については、その実施前に環境保全上の見地から適正な配慮が求められるため、事業の実施に際して行う手続を定めた本条例は、現在においても必要である。	本条例の対象は、環境影響評価法の対象事業、及び法の対象事業以外の一定規模以上の事業。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	環境影響評価手続のうち環境影響予測評価実施計画書の提出に当たっては、「評価の手法」が記載されないこととなっていることから、環境影響評価をよりの確に行うため、改正を検討する。	手続(審査)実績 平成 16 年度 4 件 平成 17 年度 6 件 平成 18 年度 2 件 平成 19 年度 6 件 平成 20 年度 3 件
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	環境影響評価手続等の内容や期間等について公正かつ明確に規定しており、効率性が確保されている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく環境影響評価手続等は、環境に配慮した土地利用の推進に資するものであり、「神奈川力構想」に適合している。 なお、本条例には環境影響評価手続等について市町村に責務を課す規定が設けられているが、「地域主権実現のための基本方針」の趣旨及び神奈川県自治基本条例の規定を踏まえると、県と対等の関係にある市町村の義務を県条例で定めることは不適切であり、改正を検討する。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例で規定している環境影響評価手続等は、憲法、法令に抵触しない内容である。	環境影響評価法の対象事業に係る手続等に関し本条例が規定している事項は環境影響評価法第 61 条第 2 号で認められた範囲内である。
	その他	条例の引用部分等の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正→廃止を検討する。	理 由 環境影響評価の手続規定、市町村の責務規定、及び条例の引用部分等の整備を要する規定について、改正を検討する必要がある。	特 記 事 項
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無